

I はじめに

自転車は、身近で手軽な乗り物として、通勤、通学、買物など日常生活に欠くことのできない交通手段として多く利用されています。

また、近年、地球環境の悪化が深刻な問題となるなかで、地球温暖化の原因である二酸化炭素を排出しないことなどから、環境にやさしい乗り物として注目され、自転車利用者は増加の傾向にあります。

熊本市は、地形が比較的平坦であり、自転車で移動可能な範囲に街が形成されていることなどから、多くの市民が通勤や買物、娯楽などで利用されています。

このような背景のもと、全国的に自転車利用の促進が図られており、熊本市においても、第6次総合計画に「おでかけ わくわく」プロジェクトを掲げ、「自転車が利用しやすい環境の整備」に取り組んでいます。

また、平成23年度には自転車利用環境整備基本計画を策定し、「自転車でお出かけしたくなるまちづくり」を基本理念とし、自家用車から自転車への転換やサイクル&ライドの促進による自動車から「自転車と公共交通」への転換、さらには地域拠点を中心とした日常生活圏における自転車利用の推進など、自転車を都市交通の手段として捉え、これらの実現に向けて必要な施策に取り組んで行くこととしています。

本市における自転車対策は、自転車駐車場の整備や放置禁止区域の指定、さらには放置自転車の撤去等を行ってきたところではありますが、いまだに市内全域において約2,700台の放置自転車があります。特に中心部においては用地の確保が困難であり、自転車駐車場の不足により、約1,800台の自転車が道路上等に放置され、歩行や緊急車両の妨げ、都市景観の悪化等が問題となっており、根本的な対策が必要です。

そこで、このような課題を解決する新たな対策として、放置自転車を解消するために、民間事業者による自転車駐車場の確保等を実現させる手法として、自転車駐車場の利用者に対して受益者負担を求め、また、駐輪マナーの向上にも取り組みながら、自転車の利用促進を図ることとしました。